

役員を選任年齢に関する規程

(総 則)

第1条 社団法人日本建築士会連合会（以下「本会」という。）の役員を選任年齢については、この規程の定めるところによる。

(選任年齢)

第2条 役員を選任年齢は、次の各号の年齢以下とする。

- (1) 新任の常勤役員 65歳
- (2) 再任の常勤役員 70歳
- (3) 非常勤役員 75歳

2 役員を選任しようとする者の知識および経験が本会の業務運営上特に必要であり、例外的に扱うべき理由が本会の業務運営に適切と判断される場合は、前項の規定にかかわらず、常勤役員にあつては75歳、非常勤役員にあつては原則80歳までの者を選任することができる。

(補 則)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。